

## 「タイ：新投資奨励制度（案）」

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

### 1. 新投資奨励制度（案）を発表

1月14日、タイ投資委員会（BOI）は、2013～2017年の投資奨励制度（案）を発表した。これまで、タイ全国を3つのゾーンに分けて、バンコクから遠いエリアの税制優遇を厚くするゾーン制を採用し、ほとんどの産業分野をカバーする制度となっていたが、今回、ゾーン制を廃止し、産業分野も国内産業を高度化できる産業など明確な目的のある10産業グループ、126業種に絞り込む方針。今後、各地で公聴会を実施し、3月に最終案を発表、4月以降説明会を実施し、2013年年央に実施予定。

これにより、新しい制度で投資奨励対象Aグループに指定された業種においては、3～8年間の法人所得税免除のメリットが生じる。一方、これまで投資奨励対象で、新制度では投資奨励対象から外れる場合は、今後の工場拡張時などには投資奨励のメリットがなくなる。今回、「衣料品製造、化学品の製造、キャンディー・チョコレート・ガム・スナック菓子製造、ボディケア製品製造、家具製造、ワイヤー・ハーネス製造」などが投資奨励から外れる見込み。

以下、BOI発表の新投資奨励制度(案)の日本語訳を掲載する。日本語はあくまで仮訳であり、原文についてはBOIホームページの原文をご参照下さい。

### 2. 新投資奨励制度（案）の概要

#### (1) 今後奨励する10産業グループ

【今後、投資奨励する10産業グループ】

産業の位置付け	10産業グループ
産業の開発に不可欠な基本インフラ (Industrial Foundation)	1. インフラとロジスティック（工業区、天然ガス発電、水道及び工業用水、大量輸送と貨物輸送、商業空港、ロジスティックサービスセンターなど） 2. 基幹産業（鉄、石油化学、紙パルプ又は紙、機械など） 3. 医療産業と科学用機器（医療用機器、薬品、医療用食品、科学用機器など） 4. 代替エネルギー産業と環境サービス（再生可能エネルギーを使用した発電、リサイクル事業、汚水処理と産業廃棄物処理、エネルギー処理サービス（ESCO）など） 5. 産業支援ビジネス（R&D、HRD、工業設計、ソフトウェア開発、理科学実験サービス、計測器校正、ROH、貿易ならびに投資支援事業など）
タイの産業の底上げする高度基礎技術 (Advanced Core Technologies)	6. 高度基礎技術（バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、高度材料テクノロジー）
タイ国内の資源とタイらしさを活かした産業 (Thainess)	7. 食品と農産物加工業（加工食品、食品添加物、薬草成分、種子の改良と栽培、天然ゴム製品、エタノール・バイオディーゼルなどのバイオ燃料など） 8. ホスピタリティ、ウェルネス産業（観光スポーツ推進事業、タイ映画製作と関連サービス、健康センター、高齢者福祉施設など）
世界の産業ベースとしてタイが能力をもつ産業 (Global Supply Chain)	9. 自動車産業とその他輸送用機器（自動車、オートバイ、汽車、電車、航空機、造船及び修理など） 10. 電子・電化製品産業（電子設計、プリント回線、ハードディスク、フラッシュメモリとその部品、太陽電池、白物家電など）

(出所)BOI資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

## (2) 事業別の投資特典付与のグループ分け

【事業別の投資特典付与のグループ分け】

グループ	内容	位置付け	事業数	備考
Aグループ	法人税免除を受けられる事業リスト	タイの経済構造改革にとって非常に重要であり、投資促進と周辺諸国との競争力強化のため、法人税免除が不可欠な事業	約100事業	(この内、最高8年間の免除を受けられるのは約30事業)
Bグループ	機械、原材料、および Non-Taxに関する権利特典付与が付与される事業リスト	奨励の必要はあるが、CIT免除を受けるほどではないため、機械、原材料、Non-Tax面での権利特典を付与する	約30事業	
Cグループ	奨励を中止するグループ		約80事業	

(出所)BOI資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

## (3) AおよびBグループの投資特典

【AおよびBグループの投資特典】

グループ	法人税免除	機械輸入税	輸出のための原材料輸入税	税制以外の優遇
A1	8年(免税額に上限なし)	有	有	有
A1	8年+免税額に上限あり(なしの場合あり)	有	有	有
A2	5年+免税額に上限あり	有	有	有
A3	3年+免税額に上限あり	有	有	有
B1	-	有	有	有
B2	-	有	-	有
B3	-	-	有	有
B4	-	-	-	有

(出所)BOI資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

**(4) 産業グループ別の投資恩典事業数**

【産業グループ別の投資恩典事業数】

産業グループ	投資恩典区分別の事業数							
	A1	A1	A2	A3	B1	B2	B3	B4
1. インフラとロジスティック	1	-	4	1	1	2	-	-
2. 基幹産業	-	5	8	10	4	2	2	-
3. 医療産業と科学用機器	-	2	3	3	1	2	-	-
4. 代替エネルギー産業と環境サービス	1	6	2	-	-	-	-	-
5. 産業支援ビジネス	5	-	1	-	-	1	-	1
6. 高度基礎技術	1	2	-	1	-	-	-	-
7. 食品と農産物加工業	-	2	2	5	-	2	-	-
8. ホスピタリティ・ウエルネス産業	-	-	3	-	-	-	-	4
9. 自動車産業とその他輸送用機器	-	6	1	3	1	-	-	-
10. 電子・電化製品産業	2	-	11	11	1	-	-	-
合計	10	23	35	34	8	9	2	5

(出所)BOI資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

**(5) 一部産業について奨励を中止する理由**

【一部産業について奨励を中止する理由】

奨励中止の理由	産業分野
低付加価値、低技術、製造工程が単純、他の産業との関連が少ない、労働集約型、または一般的な産業のため、特に奨励する必要がない	水耕栽培、屠殺、初期加工ゴム製品、ガラス容器、プラスチック製品、紙製品、サンドペーパーの製造、ボディケア製品の製造、茶・コーヒー飲料、スナック菓子、キャンディ・チョコレート・ガム、魚網、E-Commerce、中低所得者住宅など
環境に悪影響、またはエネルギーを大量消費するため	精錬、大理石あるいは花崗岩の採掘、耐火材・耐熱材の製造、フェアアロイの製造、なめし加工など
コンセッション(事業権付与)事業、政府による独占事業	コンセッション事業、衛星通信事業、電話事業、大量輸送電車
関連法規と矛盾するもの	病院は国家健康法との矛盾

(出所)BOI資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

### 3. 新しい投資奨励対象業種表（案）（出所：BOI 資料）

下記の7類に分類する。

- 1類 農業および農産品からの製造業
- 2類 鉱山、セラミックス、基本金属
- 3類 軽工業
- 4類 金属製品、機械、運輸機器
- 5類 電子、電気機械産業
- 6類 化学工業、紙およびプラスチック
- 7類 サービス、公共事業

#### 1類 農業及び農産品からの製造業

権利恩典	業種
法人税を8年間免除(免税額に上限あり)	1. 医療食品 (Medical Food) の製造。 2. 栄養補助食品 (Food Supplement) の製造。 3. セルロース原料のバイオ燃料 (Biofuels from cellulose) と水素化バイオ軽油 (Bio-hydrogenated diesel (BHD)) の製造。
法人税を5年間免除(免税額に上限あり)	1. 動物の糞、プラスチック、タイヤなどのごみや廃棄物、あるいはさとうきび、タピオカ、パームヤシ、海藻、ナンヨウアブラギリなどの植物を原料とした燃料の製造。 2. 加工食品、インスタント食品の製造。(飲料水、アイスクリーム、キャンディー、チョコレート、スナック、パン、インスタントラーメン、ガム、炭酸飲料、アルコールあるいはカフェイン飲料、及び混合及び希釈工程のみの加工製品を除く) 3. 食品添加物 (Food Additive) と調味料 (Food Ingredient) の製造。(砂糖、及び混合、粉碎、発酵、希釈工程のみの加工製品を除く)
法人税を3年間免除(免税額に上限あり)	1. 薬草成分の製造。 2. 種子の改良と栽培。 3. 天然ゴムからの製品の製造。(濃縮液状ゴム、ゴムシート、ブロックゴム、合成ゴムなど、初期加工ゴム製品を除く) 4. 高度な革新技术による農業の副産物あるいは残り屑からの製品の製造。(機械干し、天日干し、圧縮など、単純な工程のみの加工製品を除く) 5. 植物からの油脂の製造。
機械輸入税の免除	1. デキストリン、加工澱粉の製造 2. 近代的技術による、野菜、果物、花(コメを除く)の品質選別、および包装、保管

#### 1類で投資奨励を中止する業種

- 1.2 水耕栽培 (Hydroponics)
- 1.3 植林
- 1.4 バイオ肥料、有機肥料または土壌改良剤の製造
- 1.6 家畜飼料あるいは飼料成分の製造
- 1.7 乾燥植物およびサイロ
- 1.8 深海漁業
- 1.9 屠殺

- 1.10 なめし、皮革仕上げ、獣毛の加工
- 1.11.9 キャンディー、チョコレート、ガムの製造
- 1.15 薬草からの製品の製造
- 1.19 冷凍倉庫と冷凍運輸
- 1.21 農場マネージメント・サービス

## 2類 鉱山、セラミックス、基本金属

権利恩典	業種
法人税を8年間免除 (免税額に上限あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 川上の鉄製品の製造</li> <li>2. 川中の鉄製品の製造 - 同一プロジェクトの川上鉄鋼製造につながる製造工程をもった川中铁鋼製品製造の場合</li> <li>3. アドバンスト/ナノ・マテリアルの製造および内製アドバンスト/ナノ・マテリアルからの製品の製造</li> </ul>
法人税を5年間免除 (免税額に上限あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. Induction Furnace 炉を使用する鑄造鉄部品の製造</li> <li>2. 鍛造による鉄部品の製造</li> <li>3. チタンとマグネシウム合金の圧延、Drawing、鑄造、鍛造</li> <li>4. 金属粉末の製造</li> <li>5. シームレス鉄パイプおよびシームレス・ステンレスパイプの製造</li> </ul>
法人税を3年間免除 (免税額に上限あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 棒状/板状鉄製品の製造(建築用途を除く)</li> <li>2. 川中の鉄製品の製造</li> <li>3. 非鉄金属の圧延、Drawing、鑄造、鍛造</li> <li>4. 内製でないアドバンスト/ナノ・マテリアルからの製品の製造</li> </ul>
機械及び原材料輸入税の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 建築用棒状、及び/又は板状鉄製品の製造</li> </ul>
機械輸入税の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 鉱物試掘採鉱</li> <li>2. ガラス製品の製造 - 鑄造、及び/又は熱処理工程を含むもの</li> </ul>
原材料輸入税の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 金属裁断及び加工</li> </ul>

### 2類で投資奨励を中止する業種

- 2.2 鉱山及び鉱山の選鉱
- 2.3 大理石あるいは花崗岩の採掘
- 2.4 精錬
- 2.5.1 セラミックス製品の製造
- 2.5.2 屋根瓦の製造
- 2.7 耐火材、耐熱材、軽量ブロックの製造
- 2.8 石膏ボードあるいは石膏製品の製造
- 2.9 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造
- 2.11 フェアラロイの製造

**3類 軽工業**

権利恩典	業種
法人税を8年間免除 (免税額に上限あり)	1. クラス の高度管理医療用器具の製造 2. 高度技術によるハイテク又は機能性繊維(Technical or Functional Fiber)の製造
法人税を5年間免除 (免税額に上限あり)	1. クラス の管理医療器具の製造 2. 機能性糸や機能性繊維(Functional Yarn 又は Functional Fabric)などの製造 3. 複雑な製造工程の科学機器の製造
法人税を3年間免除 (免税額に上限あり)	1. カメラ用レンズ、科学機器用レンズなど、その他レンズの製造(医療用機器用レンズ、サングラス、コスメティックレンズ以外) 2. クラス の一般医療用器具の製造(綿、包帯、絆創膏、ギプス、ガーゼ、サポーター、ガウン、エプロン、帽子、マスクを除く)
機械及び原材料の輸入税の免除	1. サングラスあるいはコスメティックレンズ、メガネフレームとその部品の製造 2. 天然繊維あるいは人口繊維の製造
機械輸入税の免除	1. 吸湿紙の製造

**3類で投資奨励を中止する業種**

- 3.1.2 糸の製造
- 3.1.3 布の製造
- 3.1.4 漂白、染色及び仕上げ
- 3.1.5 プリントおよび仕上げ
- 3.1.6 衣服、衣装の製造
- 3.1.7 衣服、衣装の部品製造
- 3.1.8 家庭用繊維製品の製造
- 3.1.9 カーベットの製造
- 3.1.10 魚網の製造
- 3.3 履物あるいはその部品の製造
- 3.4 カバンあるいはその部品の製造
- 3.5 スポーツ用品あるいはその部品の製造
- 3.6 皮革あるいは人口皮革からの製品の製造
- 3.7 宝石・貴石および装飾品関連の製造
- 3.11 文房具あるいはその部品の製造
- 3.12 玩具の製造
- 3.13 楽器の製造
- 3.14 人造物の製造(禁止木材からのものを除く)
- 3.15 家具あるいはその部品の製造
- 3.16 サンドペーパーの製造

**3類で投資奨励を一部中止する業種**

綿、包帯、絆創膏、ギプス、ガーゼ、サポーター、ガウン、エプロン、帽子、マスクなど、その他の医療用器具の製造

**4類 金属製品、機械、運輸機器**

権利恩典	業種
法人税を8年間免除（免税額に上限あり）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃料電池（Fuel cell）の製造。</li> <li>2. 自動車および電車あるいはその備品、部品の製造（軌道システムのものに限る）。</li> <li>3. 航空機用タイヤの製造。</li> <li>4. 航空機の製造、修理、改造（Aircraft Conversion）及び航空機用備品や部品（航空機内用品を除く）。</li> <li>5. 以下の高度技術による乗り物の部品の製造。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- アンチロックブレーキシステムの製造</li> <li>- 触媒コンバーターの回路基板（Substrate）の製造</li> <li>- 電子燃料噴射システムの製造</li> <li>- 自動車用トランスミッションの製造</li> <li>- ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、および電動式自動車用バッテリーの製造</li> <li>- ハイブリッド自動車あるいは燃料電池自動車など自動車用トラクションモーター（牽引モーター）の製造</li> <li>- 電子制御コントロール（ESC）の製造</li> <li>- 再生ブレーキシステムの製造</li> <li>- 自動車用電動式空調システムの製造</li> <li>- アイドリングストップシステム用備品の製造</li> </ul> </li> <li>6. 自動車あるいはオートバイ用エンジンや多目的エンジンで、Cylinder Head、Cylinder Block、Crankshaft、Crankcase、Camshaft、Connecting Rodといったエンジンの重要部品4種以上の成形を含むエンジンの製造。</li> <li>7. 造船あるいは船舶の修理（500グロストン以下の造成あるいは修理の場合、エンジンと備品を搭載した鉄船あるいはグラスファイバー船のみ対象とする）。</li> </ol>
法人税を5年間免除（免税額に上限あり）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機械、その備品、部品の製造（部品製造あるいはデザイン工程のあるもの）</li> <li>2. 乗り物用タイヤの製造</li> <li>3. 粉末冶金製造（Sintered Product）</li> <li>4. （Induction Furnace 炉を使用した）鑄造工程を含む鉄／チタン製品あるいは部品の製造、あるいは同一プロジェクトの鍛造工程からつながる鉄／チタン／マグネシウム合金の部品の製造</li> </ol>
法人税を3年間免除（免税額に上限あり）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. Etching や Engraving などの表面処理（製品の装飾を目的とした表面処理（Decorating）と熱処理（Heat Treatment）を除く）。</li> <li>2. シリンダーが248cc以上あるオートバイの製造。但し、エンジンの6つ重要部品の内、500cc未満の場合4種、500cc以上の場合2種の製造を含むこと。</li> <li>3. 自動車用、オートバイ用、あるいは多目的エンジンの製造（組立工程のみの場合）。</li> <li>4. その他自動車用部品の製造。</li> <li>5. 成形工程のある金属製品及び部品の製造</li> <li>6. その他機械、その備品、部品の製造（組立工程のみの場合）</li> </ol>
機械及び原材料の輸入税の免除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一般的な自動車の製造。</li> </ol>
原材料輸入税の免除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設あるいは工業のための設備に使用する金属構造の製造（Fabrication Industry）あるいはPlatformの修理。</li> </ol>

**4類で投資奨励を中止する業種**

## 4.1 手工具および計測器の製造

## 4.7 電動式乗り物の製造

## 4.11.1 4ストローク・オートバイの製造

## 4.14 天然ガス使用の自動車および機械設備の製造

## 4.16 乗り物の部品、電気電子設備の修理

## 4.17 産業用機械・備品の修理

## 4.18 コンテナの製造およびメンテナンス

## 4.20 既成住宅（Completely Built Units-CBU）またはノックダウン住宅（Completely Knocked Down-CKD）の製造

**4類で投資奨励を一部中止する業種**

- 形成工程のない金属製品、金属部品の製造
- 航空機内用品の備品、部品の製造
- ワイヤー・ハーネス、ASSY など、高度技術によらないその他自動車用部品の製造

**5類 電子・電気機器産業**

権利恩典	業種
法人税を8年間免除 （免税額に上限なし）	1. 電子の設計 - Micro Electronics Design - Embedded System Design 2. Embedded Software
法人税を8年間免除 （免税額に上限あり）	1. Organics & Printed Electronics(OPE)系の製品、部品、原材料の製造
法人税を5年間免除 （免税額に上限なし）	1. 企業ソフトおよび下記のデジタルコンテンツ - Animation, Cartoon & Characters - Computer Generated Imagery (CGI) - Web-Based Application and Cloud Computing - Interactive Application - Game : Windows-based, Mobile Platform, Console, PDA, Online Game, Massive Multi-Player Online Game (MMOG) など - Wireless Location Based Service Content - Visual Effects - Multimedia Video Conferencing Applications
法人税を5年間免除 （免税額に上限あり）	1. Hard Disk Drive および Hard Disk Drive 部品 (peripheral を除く)の製造 2. Solid State Drive および Solid State Drive 部品の製造 3. 半導体の製造 4. 太陽電池および太陽電池原材料の製造 5. Photonics の部品および備品の製造 6. 通信用機器および部品の製造 7. Flexible Printed Circuit および Multi Layer Printed Circuit Board の製造 8. 下記の太陽電池用備品の製造 - Solar Module - Charge Controller - Inverter - Battery (Storage) 9. 乗り物用、科学用機器、医療用機器の電子部品の製造

	10. 下記のマイクロエレクトロニクス用の資材あるいは基板の製造 - ウェハー - 薄膜フィルムテクノロジー
法人税を3年間免除 (免税額に上限あり)	1. デジタルカメラの製造 2. Flat Panel TVおよびFlat Panel Displayの製造 3. LED電球の製造 4. Passive Componentの製造 5. Electro-Magnetic Productの製造 6. 電気製品用コンプレッサーおよびモーターの製造 7. 一般的なPrinted Circuit Board Assembly (PCBA)の製造 8. Hard Disk Drive用のTop Cover / Base Plate / Peripheralの製造 9. 一般的な記憶装置の製造 10. エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機の製造 11. 事務用 / 工業用 / 農業用の電子機器およびその部品の製造
機械及び原材料の 輸入税の免除	1. 電子機器、電気製品、およびその部品の製造

### 5類で投資奨励を中止する業種

#### 5.9 E-commerce

### 6類 化学工業、紙およびプラスチック

権利恩典	業種
法人税を8年間免除 (免税額に上限あり)	1. 環境にやさしい化学品、ポリマーおよびポリマーを原料とする製品の製造 2. 化学肥料の単肥の製造 3. 石油化学品の製造 (specialty polymer) 4. 薬品の有効成分の製造
法人税を5年間免除 (免税額に上限あり)	1. 薬品の製造
法人税を3年間免除 (免税額に上限あり)	1. プラスチックおよび合成ゴムによる製品、およびその部品の製造 (1) Compounded Plasticの製造 (2) プラスチックフィルムの製造 (3) 工業用のプラスチック製品とプラスチックあるいは合成ゴム部品 2. 石油化学品の製造 3. 工業用化学品の製造 4. 紙パルプ、紙の製造
機械及び原材料の 輸入税の免除	1. 石油精製業、天然ガス分離プラント 2. 印刷業

**6類で投資奨励を中止する業種**

- 6.1 化学品の製造
- 6.7 殺虫剤、雑草駆除剤の製造
- 6.9 ボディケア製品の製造
- 6.15 パルプあるいは紙による製品の製造

**6類で投資奨励を一部中止する業種**

化学肥料の製造、着色料の製造、プラスチック及びプラスチックコートによる製造

**7類 サービス、公共事業**

権利恩典	業種
法人税を8年間免除 (免税額に上限なし)	1. バイオテクノロジー (1) 種子または種子および動物の育種のためバイオテクノロジーを使用した生産、研究開発 (2) バイオテクノロジーを使用した製薬化学物質の研究開発および生産 (3) 医療、農業、食品、環境の診断キットの生産および研究開発 (4) 微生物、植物の細胞、動物の細胞を用いた分子生物学、生物学的活性物質の生産、研究開発 (5) 分子レベルでの生物学実験、試験用の原材料および必要資材の製造 (6) 生物的物质の検査、分析、合成に関するサービス 2. Energy Service Company-ESCO 3. 研究開発 4. 理科学実験サービス 5. 計測器校正(Calibration) 6. 工業デザイン(Engineering Design) 7. 科学技術パーク、ソフトウェアパーク、データセンターなどの産業技術工業区 8. 職業訓練所
法人税を8年間免除 (免税額に上限あり)	1. 太陽光、風力、水力、バイオマス、バイオガス、ゴミなど、再生可能エネルギーを利用した発電、蒸気産業 2. 不用材のリサイクル事業
法人税を5年間免除 (免税額に上限あり)	1. 水上サービス 1) 海上輸送のための積荷、積み下ろし施設サービス 2) 遊覧船の乗船所サービス 3) 海運輸送 4) 遊覧船サービス、またはヨットおよびフェリーボートのレンタル 2. 観光・スポーツなどの娯楽産業、会議・展示会事業。例：芸術文化センター、劇場、博物館、コンベンションセンター、国際貿易展示センター、遊園地、水族館、野外動物園、ケーブルカーサービス、カーレース場など。 3. 天然ガスを利用した発電、蒸気産業。 4. 水道、工業用の水施設。 5. 商業空港 6. 汚水処理、産業廃棄物あるいは有害化学品の処理。 7. タイ映画製作 8. 映画・娯楽産業へのサービス
法人税を3年間免除 (免税額に上限あり)	1. 工業区事業 2. 農産品商業センター
機械及び原材料の	1. ロジスティックサービスセンター

輸入税の免除	
機械輸入税の免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>1．地域事業本部事業(Regional Operating Headquarters-ROH)</li> <li>2．航空輸送</li> <li>3．コンテナヤード、またはインランド・デポ。</li> <li>4．製品の消毒、殺菌サービス(Product Sterilization Services-PSS)</li> </ul>
Non-tax	<ul style="list-style-type: none"> <li>1．ホテル</li> <li>2．高齢者のための福祉施設</li> <li>3．健康センター</li> <li>4．貿易ならびに投資支援事業</li> </ul>

### **7類で投資奨励を中止する業種**

7.1.3 Concession Road

7.1.7 人口衛星通信

7.1.8 電話

7.2 天然ガス・サービス・ステーション

7.4.6 ロングステイ

7.5 中低所得者住宅

7.7 病院

7.8.2 工場および倉庫のための建物開発

7.8.3 自由貿易ゾーン (Free Trade Zone) およびフリーゾーンのための保税倉庫区

7.8.6 環境保護工業団地

(1) 繊維業の一貫生産のための工業団地

(2) なめし業のための工業団地

(3) 金属の表面処理および陽極表面処理の工業団地

7.9.1 大量輸送および貨物電車輸送

7.9.2 パイプライン輸送

7.9.6 タグボート

7.14 国際貿易業

7.23 製品設計

7.24 デザイン・センター (Design Center)

7.28 石油のためのパイプの被覆およびコーティング

【関連サイト】

タイ投資委員会（BOI）

[http://www.boi.go.th/index.php?page=boi\\_event\\_detail&topic\\_id=10430](http://www.boi.go.th/index.php?page=boi_event_detail&topic_id=10430)

左下の Related Files ご参照。

本レポートに関するお問い合わせ先

国際業務部 北村広明

E-mail:hiroaki\_2\_kitamura@mufg.jp

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。